

第24期 第14回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和3年10月22日（金曜日） 午後2時00分～午後2時35分				
開催場所	苫小牧市役所 職員会館3階304号室				
出席農業委員	及川 末男	五十嵐 堅司	丹羽 秀則	野村 真理子	計6名
	山内 幸子	今泉 宏治			
欠席委員	中岡 亮太				
議事録署名委員	丹羽 秀則	野村 真理子			

審議事項

報告第1号 令和2年度農業委員会費の決算について

1 歳入

（単位：円）

科目	予算額	決算額	比較	説明
農業費手数料	28,000	36,800	8,800	現況証明、耕作証明 他
農業費負担金	1,379,000	1,513,000	134,000	農業委員会活動促進事業負担金
農業費補助金	50,000	49,000	- 1,000	機構集積支援事業費
農業委託手数料	191,000	188,650	- 2,350	農業者年金業務委託手数料 他
計	1,648,000	1,787,450	139,450	

2 歳出

（単位：円）

科目	予算額	決算額	不用額	説明
報酬	5,352,000	5,345,597	6,403	委員報酬
報償費	22,000	22,000	0	表彰記念品
旅費	655,000	162,680	492,320	費用弁償、諸会議
需用費	159,000	157,129	1,871	消耗品（49,000円は機構集積事業）
役務費	82,000	82,000	0	郵便料
使用料及賃借料	97,000	4,200	92,800	樽前交流センター使用料
負担金及交付金	105,000	104,100	900	農業会議、胆振地方農業委員会連合会
計	6,472,000	5,877,706	594,294	

審議結果

原案承認

報告第2号 農地面積の見直しについて

①

所在・地番	登記地目	登記面積	現況地目	現況面積	備考
字樽前 332 番 1	山林	48,112 m ²	畑	48,112 m ²	



所在・地番	登記地目	登記面積	現況地目	現況面積	備考
字樽前 332 番 1	山林	48,112 m ²	畑	36,000 m ²	
			山林	12,112 m ²	

②

所在・地番	登記地目	登記面積	現況地目	現況面積	備考
字樽前 332 番 2	山林	69,543 m ²	畑	69,543 m ²	



所在・地番	登記地目	登記面積	現況地目	現況面積	備考
字樽前 332 番 2	山林	69,543 m ²	畑	50,000 m ²	
			山林	19,543 m ²	

審議結果	原案承認
------	------

報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届けについて

1 認定電気通信事業者名	■■■■■■株式会社			
2 事業の名称	電気通信基地局設備の建設			
3 事業の目的	電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する施設（通信用アンテナ）の建設			
4 事業計画の概要	コンクリート柱及びアンテナ、無線機設備 工期：受理日～令和3年11月30日			
5 計画地の概要	所在・地番	現況地目	面積	所有者
	字樽前 174 番 1 の内	畑	2.25 m ²	■■
	合計		2.25 m ²	
	権利の種類		賃貸借	

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 現況証明願いの下附について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員	
苫小牧市 字美沢 57番1 57番5 57番7 101番130	牧場 牧場 牧場 山林	宅地 山林 雑種地 山林	8,258 16,517 1,227 7,538	■■■■市■■■■ ■■■■番地 ■■■■	地目確認の為	農地以外 農地以外 農地以外 農地以外	農業委員 今泉 宏治 五十嵐 堅司 山内 幸子 推進委員 寒河江 一富 佐久間 貴子 早勢 光明	
57番3 57番4 57番6 58番1 58番7 98番 101番2 101番131	牧場 牧場 牧場 山林 公衆用道路 原野 山林 山林	畑 畑 畑 畑 道路 畑 畑 畑	21,486 27,297 49,514 105,101 61 32,138 23,516 18,430					畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑

審議結果 原案可決

議案第2号 農地等の利用状況報告について

農地法第6条の2第1項の規定による報告

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定する者の氏名等	氏名	(有)■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■■■
	住所	■■■■市■■■■ ■■■番地
報告に係る土地の所在等	所在・地番・地目・面積	字植苗119番の内 畑・宅地 94,431 m ²
	作物の種類別作付面積(又は栽培面積)	畜産(肉牛) 280頭 放牧地 11,164 m ² アロニア 5,000 m ²
	生産量	アロニア 200 kg
	反収	アロニア 40 kg
権利の設定を受けた農地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響	なし	
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況	なし	
業務執行役員又は重要な使用人の状況(個人の場合は記入不要)	■■■ (牧場長)	年間従事日数 300日

※農地法第6条の2第1項の確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第3号 苫小牧農業振興地域整備計画の変更について

1. 協議者 苫小牧市長 岩倉 博文
2. 協議事項 苫小牧農業振興地域整備計画の変更について
3. 協議内容 下記のとおり

申出人の住所・氏名	土地の所在・地番	現況地目	面積	変更後の土地利用計画
■■■■■町 ■■■■ ■■■■番地 (有)■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	字植苗 100番12	畑 山林原野	60,277㎡の内 21,182㎡ 2,550㎡ (計23,732㎡)	農業用施設用地
変更の理由			変更の内容	備考
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■は、■■グループにおいて種牡馬の繫養、種付け業務、同グループ管理馬の診療を行っている。 今回、苫小牧市字植苗にて同グループの(有)■■■■■■■■■■■■■■が約70ヘクタールの牧場施設を開設する計画で約140頭の繁殖牝馬を飼養する予定があることから、同グループの管理馬診療を担っている申出人は不測の事態に備え、当該地近傍に故障馬の入院・隔離・診療等が行える施設の設置を計画している。建設予定の施設は厩舎4棟、診療棟1棟、庇1棟となっており、付帯施設として通路・駐車場、馬歩廊、パドック、緑地を計画している。 当該地はアクセス性を考慮し、新規牧場のほぼ中央に位置しており敷地形状や面積、立地など最適地と判断し、当該地域での農用地利用計画の変更を行うものとする。 なお、当該地域は集团的農用地の南側にあり、土地改良施設はなく、土地改良事業は過去8年以上実施していない。			農業用施設用地 に用途変更	

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について

議案第4号—1（賃貸借権の設定及び転用）

整理 番号	R3-5	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■町■■■■ ■■■番地
				氏名又は名称	(有)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■■■町 ■■■番地
				氏名又は名称	■■法人 ■■■■■ 理事長 ■■■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字植苗	100番12	畑 山林原野	60,277の内 46,024 14,253	賃貸借権	畑 農業用施設
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
令和3年12月1日	令和22年11月30日	■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年12月20日迄 に■■■■■■円、 翌年4月20日迄 に■■■■■■を指 定口座に振込		
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			設立年月日		農作業従事日数				
(有)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■			昭和40年2月20日		—				
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m ²)			主たる経営作目				
農 地	46,024	農 地	87,150		軽種馬 牧草				
そ の 他	14,253	採草放牧地							
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内15歳以上60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	15人	農業専従者	15人 (人)	2,250日	軽種馬	130頭	トラクター ショベル	5台 2台	
		農業 補助者	主として農業 に従事する者						(人)
女	人		従として農業 に従事する者						(人)

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 2

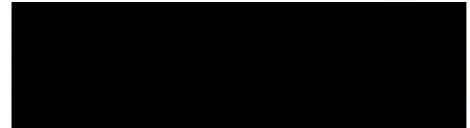
審議結果	原案可決
------	------

開 発 事 業 計 画 書

令和3年10月8日

苫小牧市農業委員会会長 様

住 所
氏 名



下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け経営第564合農林水産省経営局長通知）別紙10の第1の2規定によって開発事業の計画を提出します。

記

1. 土地の所在地番、地目、面積等										
土地の所在	地番	地 目		利用状況	10a当り普通収穫高	土地の所有者使用収益権者	農用地利用集積計画で指定された用途	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別		
		登記簿	現 況							
苫小牧市 宇植苗	100-12の内	山林	畑・山林 原野	牧草他	牧草3t		農業用施設 用地に用途 変更申請中	市街化調整区域		
計 23,732㎡ （田 ㎡、畑 21,182㎡、採草放牧地 ㎡、その他 2,550㎡）										
2. 開発事業計画										
(1)用途		農業用施設の建設								
(2)権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		対 価 の 支払方法等		
	賃貸借権	設定		対価支払い後		20年間		現金払い		
(3)開発の時期及び計画の概要	工事計画	第1期（着工 用途変更決定後 ～ 令和5年3月31日迄）							合計	
	土地造成	所要面積	23,732㎡	切土又は盛土の土量	切土 0㎡ 盛土 0㎡	地盤、土質の状況	火山灰			
		土留及び法面処理の方法	該当なし							
建築物等	所要面積	3,400.73㎡	建築面積	厩舎(4棟) 1,139.45㎡ 診療棟(1棟) 1,904.49㎡ 庇(1棟) 356.79㎡	建築物等の規模及び構造	厩舎(4棟) 木造1階建 診療棟(1棟) 鉄骨造2階建 庇(1棟) 鉄骨造				
3. 被害防除措置の概要										
該当なし										
4. 資金計画及びその調達計画										
別紙のとおり										
5. その他参考となるべき事項										
農振農用地区域の用途区分の変更申請中										

議案第4号—2 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R3-6	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■■町■丁目■番■■■号
				氏名又は名称	(有)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市字■■■ ■■■番地の■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	255 番	畑	19,114	解除条件付 賃貸借権	畑
	261 番	畑	9,586		
	267 番	畑	9,361		
	270 番	畑	9,752		
	271 番 1	畑	7,434		
	285 番	畑	9,203		
	286 番	畑	9,586		
	332 番 1 の内	畑	48,112 の内 27,000		
	332 番 2 の内	畑	69,543 の内 28,000		
	332 番 5 の内	畑	2,990 の内 1,212 (130,248)		
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法	解除条件付賃貸借	
令和3年11月1日	令和8年10月31日	■■■■■■円/年 (■■■■/10a)	毎年5月末迄に ■■氏の口座に 振込み		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設立年月日		農作業従事日数			
(有)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		平成10年3月3日		—			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	130,248	農 地	27,715	芝生			
そ の 他	—	採草放牧地	—				
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	3人	農業専従者	440日	—	—	トラクター 草刈り機 マニアスプレッター ブローキャスト ロータリー ソートカッター サブソイラー	3台 4台 1台 1台 2台 4台 1台
		主として農業に従事する者					
農業補助者	1人 (人)						
女	2人	従として農業に従事する者	(人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号—3 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R3-7	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■■町■丁目■番■■号	
				氏名又は名称	(有)■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■町■丁目 ■■番■■-■■■■号	
				氏名又は名称	■■ ■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字樽前	254 番の内	畑	19,438 の内 8,926	解除条件付 賃貸借権	畑	
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
始期		終期		借賃(円)	借賃の支払方法	
令和3年11月1日		令和8年10月31日		■■■■■円/年 (■■■■/10a)	毎年12月末迄に■■氏の口座に振込み	
				解除条件付賃貸借		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設立年月日		農作業従事日数			
(有)■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		平成10年3月3日		—			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	8,926	農 地	149,037	芝生			
そ の 他	—	採草放牧地	—				
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員(構成員)		農業従事者(内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	3人	農業専従者	4人(3人)	—	—	トラクター	3台
		農業補助者	主として農業に従事する者				1人(人)
女	2人		従として農業に従事する者	(人)	440日	—	マニアスプレッター
		プロキャスト	1台	ロータリー	2台	ソートカッター	4台
						サブソイラー	1台

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 第15回農業委員会総会の開催について
11月25日(木) 午後2時からの開催予定

(2) その他

農地法第6条の2第1項の規定による報告 確認書
(農地等の利用状況報告)

借人：(有) ■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■	貸人：■■ ■■	作成者： ■■ ■■	
法3条第3項関係		判断理由	取消しに該当
第3項第1号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地を適正に利用していないと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。	事実はない。	しない
第3項第2号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保され、畜産業として農地を利用している。	しない
第3項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員 of いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員 of いずれもが常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

(利用権の設定：賃貸借権設定) 議案第4号-1

譲受(借)人： 有限会社 ■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		譲渡(貸)人： ■■法人 ■■■■ 理事長 ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農地所有適格法人であり、本市と隣接する安平町で長く畜産業を営んでおり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。		しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。		しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。		適応なし

※参考 農地所有適格法人要件 (農地法第2条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(有限会社)である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人15名である。	適
役員要件	役員6名のうち6名が構成員であり、常時農業に従事(年間150日以上)すると認められる。	適

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

(利用権の設定：解除条件付賃貸借権設定) 議案第4号—2・3

譲受(借)人： 有限会社 ■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	譲渡(貸)人： R3-6 ■■ ■■ R3-7 ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、これまでも周辺地域において長年芝生生産を行ってきた実績があり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると思込まれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・第2項第6号に規定する法人である。	適応なし
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、周辺地域において長年芝生生産を行ってきた実績があり、農機具等も既に保有していることから初期投資費用もかからず、今後も安定的に耕作を行う事が見込まれる。	しない
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・業務執行役員の一人が、その法人の行う事業に常時従事すると認められる。	しない
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし